

令和3年稲沢市教育委員会 第12回定例会会議録

1 日 時 令和3年12月21日（火）午後1時30分～2時10分

2 場 所 稲沢市役所 東庁舎 第11・12会議室

3 出席委員 教育長 恒川 武久
教育長職務代理者 江本 弘子
委員 小川 仁美
委員 城 義政
委員 伊藤 浩樹
委員 吉川 繁樹

4 説明のため出席した職員

教育部長	荻須 正偉	庶務課長	大口 伸
庶務課統括主幹	森 義孝	庶務課主幹	大崎 敬介
庶務課主幹	犬飼 貴志		
学校教育課長兼指導主事	近藤 慎二	学校教育課統括主幹兼指導主事	松村 覚司
学校教育課主幹兼指導主事	伊藤 実		
生涯学習課長	佐藤 雅之	生涯学習課主幹	江頭 弘幸
生涯学習課主幹	恒川 浩		
スポーツ課長	内藤 邦将	スポーツ課主幹	加納 和佳
図書館長	塚本ゆかり	図書館主幹	榎本 賢二
図書館主幹	三ツ井裕之		
美術館長	尾崎登紀子	美術館主査	中井 弘次
書記 庶務課	稲山 美佳		

5 教育長報告

6 前回会議録の承認

令和3年第11回定例会会議録 承認

7 教育委員会報告

8 議事

- 議案第 46 号 稲沢市美術館管理規則の一部改正について
- 承認案第 23 号 令和 4 年度稲沢市図書館の休館日について
- 承認案第 24 号 令和 4 年度稲沢市美術館の休館日について

9 報告

- ・稲沢市教育委員会後援名義使用承認について

10 その他

- ・成人式のあり方について
- ・第 42 回絵になる町児童生徒絵画展について
- ・特別展の入場者数について

11 次回開催予定日時

－ 開 会 －

◎教育長

それでは、令和 3 年第 12 回教育委員会定例会を開会します。

◎教育長

私から報告等を 2 点させていただきます。

1 点目ですが、11 月 24 日朝、衝撃的で、痛ましい事件が発生しました。弥富市の十四山中学校で 3 年生の生徒が同級生を包丁で刺し、死亡させてしまいました。あってはならないことですが、二度と起こらないように、そして連鎖することがないように、早速、各小中学校長に自校の教育活動を見つめ直す機会としていただくようお願いさせていただきました。その内容は、1 つ目として、教職員が日頃から児童生徒が発する些細な兆候を見落とさないよう努めること。2 つ目として、教職員と児童生徒の温かい人間関係作りに努め、児童生徒が悩みを相談しやすい環境を整えること。さらに保護者と学校との信頼関係の構築も引き続きお願いしました。3 つ目として、包丁やのこぎり等、学校内の刃物類の備品について施錠等により安全に管理していただきたいとお願いしました。そして、今回の事件で不安や心配をする児童生徒もいるかもしれないので、必要に応じて心のケア等の対応を改めて考えてほしいということと同時に、根本は命の大切さであるとの指導をお願いしました。その後、校長会等の

会議の折にも同様なことを周知徹底しました。

2点目は、令和5年度より、教員の免許更新講習がなくなる見込みです。今まで、10年に1度30時間3万円を負担し、免許の更新講習を受講されてきました。先生方にとって負担の多いものだったと思っていますし、更に費用・時間に負担感を覚える人が80%を超えるという現状を考えて国が動いたと考えています。私は歓迎するところであります。しかし、講習が役立っていると捉えている人もかなりあったことも事実であります。今後、更新講習のあり方は変わるとは思いますが、研修は教員の命であり、必要不可欠なものと考えています。引き続き指導力・人間力を磨くことに努力が望まれます。そして、子ども達、保護者にとってより素敵な先生となっていただくことを期待するところでございます。私からの報告・感じていることは、以上でございます。

◎教育長

続きまして、会議録の承認について、前回の定例会会議録を順次お返ししますので、お目通しをいただき、署名をお願いいたします。

◎教育長

次に、教育委員会報告について、教育部長からお願いします。

(定例会事項1ページの資料に基づき、教育部長から報告)

◎教育長

教育委員会報告で何か御質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、それでは、5.議事に入ります。別添の議案書に基づいて進めてまいります。議案第46号「稲沢市美術館管理規則の一部改正について」を議題とします。美術館から説明をお願いします。

●美術館長

議案書2ページをお願いします。

(議案第46号を朗読)

説明といたしまして、この案を提出するのは、美術館資料の寄託及び寄付の手続きについて改めるため、稲沢市美術館管理規則を改正する必要があるからです。

改正内容につきましては、議案書9ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

美術館では、荻須作品を所有されている方から作品をお預かりし、展示室で展示紹介する寄託制度がございます。温湿度を適切に管理した館内で保管しますので、所有者様にもメリットがございます。

寄託の流れといたしまして、10 ページをご覧ください。

現行では、まず、表の左側の第 15 条第 2 項に規定がございます「稲沢市美術館資料寄託申請書」により、寄託を希望される所有者様から、お申し出をいただきます。寄託の可否について、美術品収集委員会の意見を聞いたのち、市長が承認することになりましたら、同条第 4 項に規定がございます「稲沢市美術館資料受託書」を交付し、作品をお預かりしております。

今回の改正では、表の右側、第 15 条第 4 項にありますように、「前 2 項の規定にかかわらず、寄託に際し寄託契約を別に締結する場合は、第 2 項に規定する寄託申請書及び前項に規定する受託書を省略することができる。」として、寄託申請書及び受託書と同様の内容が規定された契約書を企業などと締結する場合は、これらの書類を省略することができる旨、定めるものでございます。

その他、寄付等の手続きについての字句の整理や、様式の改正をいたすものでございます。

付則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものです。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

○吉川委員

2 点お願いします。1 点目は、10 ページの改正後の第 15 条第 4 項について、「寄託に際して寄託契約を別に締結する場合」とは、どんな場合が考えられるのかということ。2 点目は、11 ページの第 10 項で「市長は、災害その他不可抗力による受託資料の損害に対して、その責めを負わないものとする。」と規定されていますが、今までもそうであったのか。また、このことについて寄託者にはどのように説明されるのか。この 2 点について教えていただきたい。

●美術館長

まず 1 点目の寄託契約を締結するのはどんな場合か、についてですが、企業から作品の寄託を受ける場合に、企業の法務部署がある場合、そこが資料の貸し出しについて、会社の規程にある雛形に基づいて契約を結びたいと言われた場合、当館の管理規則に規定する寄託申請書、受託書ではなく、会社の契約書の雛形に基づき会社側が必要とする文言も盛り込んで契約を結ぶということを想定しています。2 点目の不可抗力による損害につきましては、10 ページの現行の第 15 条第 5 項に、「前項の規定により受託した美術館資料は、必要に応じて保険に加入するものとする。保険加入後に当該美術館資料に損害が生じた場合には、市長は、保険適用範囲内でその責を負うものとする。」という規定がありまして、この保険は災害等の不可抗力は対象外ということで、これまでと

内容としては変わらないものです。寄託される方には、損害が生じた場合については保険の適用範囲内で補償することを説明していきたいと考えています。

◎教育長

よろしいですか。他にありませんか。

◎教育長

特にないようですので、それではお諮りします。議案第 46 号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第 46 号は承認されました。

次に移ります。承認案第 23 号「令和 4 年度稲沢市図書館の休館日について」を議題とします。

図書館から説明をお願いします。

●図書館長

議案書 19 ページをお願いします。(承認案第 23 号を朗読)

説明といたしまして、この案を提出するのは、稲沢市図書館規則第 3 条の規定により、休館日を指定する必要があるからです。

20 ページをお願いします。各館の休館日は 20 ページから 22 ページまでに示したとおりです。うち、備考欄に記載のとおり、中央図書館では 2 月 3 日(金)が国府宮はだか祭のため、平和町図書館では 4 月 2 日(土)が「平和さくらまつり」のため臨時休館いたします。なお、休館日につきましては、館内掲示、図書館カレンダーの配布、広報いなざわ、ホームページなどにより周知する予定です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

◎教育長

特に意見もないようですので、それではお諮りします。承認案第 23 号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、承認案第 23 号は承認されました。

次に移ります。承認案第 24 号「令和 4 年度稲沢市美術館の休館日について」を議題とします。美術館から説明をお願いします。

●美術館長

議案書 23 ページをお願いします。

(承認案第 24 号を朗読)

説明としまして、この案を提出するのは、稲沢市美術館管理規則第 3 条第 1 項の規定により休館日を指定する必要があるからです。

24 ページの表、令和 4 年度美術館休館日(案)をお願いします。

美術館の休館日につきましては、月曜日、休日の翌日、年末年始、はだか祭りの日としており、教育委員会が特に必要があると認めたときは、休館日を変更することができるとしています。

特に必要があるものとして、10 月 21 日は特別展の開会式の日にあたるため休館いたします。一方で、特別展の会期中、文化の日の翌日 11 月 4 日と勤労感謝の日の翌日 24 日が本来ですと休館日にあたりますが、臨時開館いたしますので、ここには掲載しておりません。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

◎教育長

特に意見もないようですので、それではお諮りします。承認案第 24 号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、承認案第 24 号は承認されました。

本日の議案はすべて承認されました。ありがとうございました。

◎教育長

続きまして、6. 報告事項に移ります。「稲沢市教育委員会後援名義使用承認」について庶務課からお願いします。

●庶務課長

定例会事項の 2 ページをお願いします。7 ページにかけまして「稲沢市教育委員会後援名義使用承認一覧表」を掲載しております。ここに記載のとおり、24 件の後援名義使用承認申請につきまして、稲沢市教育委員会後援名義の使用承認及び稲沢市教育委員会賞の交付に関する事務取扱要領に基づき、承認させていただきましたことを御報告いたします。

◎教育長

他に報告事項はありますか。

ないようですので、続きまして、7. その他に移ります。最初に生涯学習課からお願いします。

●生涯学習課長

お手元の「成人年齢引き下げに伴う成人式の時期やあり方について」をご覧ください。

成人年齢の改正につきましては、民法改正により令和4年4月から成人年齢が、20歳から18歳に引き下げられます。成人式の開催につきましては、法的根拠がないことから各自治体に実施に係る判断が委ねられていました。

これを受けまして、これまで「成人式アンケート」の実施及び成人年齢が18歳に引き下げられた後の稲沢市の成人式のあり方について、平成31年の第4回から第9回の定例教育委員会で検討を行い、令和4年度以降も現行どおり、20歳を対象として開催することが望ましいとの意見がまとまりました。

これを受け、令和4年度以降の稲沢市成人式は、現行どおり、開催時期は成人の日の前日とし、対象年齢は20歳とすることとしました。なお、名称については「稲沢市成人式」から「稲沢市20歳のつどい」などに変更すること及び法改正後の18歳、初年度は18、19歳で成人になった方に対しては、お祝いのメッセージを送ることなどを検討することとなりました。

2枚目をご覧ください。こちらは、令和元年9月18日の定例教育委員会に提出したものです。アンケートの結果について枠内に記載していますが、その下に18歳で成人式を行う場合、参加者の大半が高校生で大学受験や就職準備の時期と重なり大変だということで、18歳ではなく20歳を対象とすることになったという経緯が書かれています。

改めて1枚目に戻っていただきまして、中段より下に記載しています「令和4年4月以降の対応について」をご覧ください。稲沢市の成人式の名称につきましては、「令和〇年 稲沢市成人式」から「令和〇年 稲沢市二十歳（はたち）のつどい」に変更する。また、先ほど申し上げました成人へのメッセージにつきましては、新成人18歳、初年度は18、19歳で成人になった方に対して広報及びホームページにメッセージを掲載するという方法を考えています。

◎教育長

次に、美術館からお願いします。

●美術館長

美術館からは2点、第42回絵になる町児童生徒絵画展及び特別展の入場者数についてお知らせします。

初めに、第42回絵になる町児童生徒絵画展について、お手元の目録をご覧ください。市内の小中学校の児童生徒が描いた稲沢市の風景を、学校を通じて募集しましたところ、目録の表紙をはねていただきましたページの表にございますとおり、今年度は828点の応募がありました。審査の結果、入賞54点、入選

196点、合計250点の作品を展示します。会期は令和4年1月4日から1月16日まで、会期中の休館日は11日、12日です。素晴らしい作品が揃っていますので、是非ご高覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、特別展の入場者数についてでございます。令和3年度特別展「生誕120年記念 荻須高德展～私のパリ、パリの私～」につきましても、10月23日から12月19日まで50日間の会期で開催し、日曜日に盛況の内に閉幕しました。これもひとえに教育委員の皆様はじめ、多くの方に支えていただきましたおかげと深く感謝しております。今年度の特別展の観覧者数につきましても、先ほど部長からも説明がありましたが、10,208人でした。過去に実施した特別展の観覧者数と比較しますと、20年前の生誕100年記念展、10年前の生誕110年記念展に続く歴代3位の観覧者数の多さとなりました。

なお、来場者を対象としたアンケートを実施しており、現在集約中ですが、展覧会全体の評価としては、とても良い、良いと回答された方を合わせると約9割の方から良いとの回答をいただいております。また、年代順に展示されており分かりやすかった、荻須の言葉が綴られていて良かったなどの意見をいただいております。

◎教育長

他に、その他でありますか。学校教育課お願いします。

●学校教育課長

修学旅行等の行事の実施について、報告させていただきます。

初めに、修学旅行につきましても12月4日までに32校全ての学校で実施することができました。1学期と9月に実施を予定していた学校16校が、時期を延期して実施しています。また、野外教育活動、宿泊学習、校外学習につきましても、小学校1校が野外教育活動を日帰りに変更して実施したほかは、全て予定どおり実施することができました。いろいろとご心配をいただき、ありがとうございました。

◎教育長

他はよろしいでしょうか。

では、せっかくの機会ですので、生涯学習課長から説明のありました成人式のあり方について、教育委員の皆様方に御意見と言いますか、賛成かどうかを明らかにしていただいてもよろしいのですが、説明に対して気になる点や要望などありましたら、お願いします。

◎教育長

よろしいですか。

ないようですので、生涯学習課から出した案について、今後周知等よろしく
お願いします。

それから、美術館長から特別展について説明がありました。本当に美術館長
はじめ美術館の職員すべてが、全力投球でやっけていまして、また他の課の職員
にも協力をお願いし、気持ちよくやっけていただきました。アンケートで「良か
った」というのは、すてきな作品ばかりでしたので、絵が良かったから良か
ったという声だと思いますが、また多くの方に喜んでいただけるような特別展の
開催を期待しています。

◎教育長

委員の皆様方、他になにか御意見等ございませんか。

○吉川委員

少しよろしいでしょうか。成人式について、先ほど生涯学習課長の説明の最
後のところで、18歳で成人になった若者に対しては、初年度は18歳、19歳に
対し、お祝いのメッセージを送ることを検討していると言われました。難しい
のは、20歳の集いの時にまたお祝いのメッセージ、18歳に対してもお祝いのメ
ッセージ、この内容についてはどのように考えてみえるのかお伺いしたい。

●生涯学習課主幹

先ほどの、これまでの経緯の中では、18歳、19歳で成人になった方にはお祝
いのメッセージを送ることを検討するというにしています。今回の令和
4年4月以降の対応をご覧いただきますと、「お祝い」という言葉を削除させ
ていただきました。課長の説明にもありましたが、令和4年4月1日から成人
年齢が18歳に引き下げられることに伴い、その日までに18歳又は19歳にな
った人は、その日から成人ということになります。成人になるとどういことが
変わるのか、分からない方もおみえになると思いますので、こういうことが変
わりますよというメッセージを発信する必要があると考えています。具体的に
言いますと、契約などは成人になることによって、本人の責任になります。今
までは、保護者が認めていなければキャンセルできたものが、キャンセルがで
きなくなるとか、女性の場合、16歳以上で結婚できたのが18歳以上になると
か、お酒やたばこは今までどおり20歳のままである、など成人になるとこう
なりますといったことをお知らせしていきたいと考えています。お祝いにつつま
しては、大人としての自覚を持っていただく20歳を対象に式典を行っていき
たいと考えています。

◎教育長

よろしいでしょうか。委員御指摘のことは、担当の方もいろいろ悩んで苦勞

した点もありますが、2つの時期に単にお祝いするというのも変だという事で、今説明があったような形で実施していきたいという案ですので、よろしく願いします。

●江本委員

質問ではないですが、先ほど美術館長から話がありましたように、今回市の方がとても力を入れているなということを感じました。ラインを通して、細かくいつテレビ放送でお知らせがあるとか、こういうことが報道されるとか、気がつかない人たちが見れば、行ってみようかなという一つのきっかけになったと思いますので、発信することの大事さを本当に感じました。この点は良かったと思っています。

一つ教えていただきたいことがありまして、最初の教育長の話の中にも弥富の悲しい事件の話がありました。学校に対して文書を出しているという話を聞き、保護者と学校との信頼関係がどんなに大事かということ改めて見直したいという話がありました。本当にこういう時期、学校が信頼されるということは先生を信用するということにつながる大事なことだと思うのですが、ある方から、学校に連絡する時間が制限されてしまった、どういうことなのかということを知りました。学校は確かに電話を通していつでも聞きたいことを聞ける場があると思うのですが、様々な事情があって、例えば時間的な制限が出たのか、その当たりのことを教えていただけますか。

◎教育長

電話録音メッセージに関する事かと思われませんが、働き方改革にも関わる事なので、きちんと説明していかないと学校への不信にも繋がりがねないと思いますので、説明をお願いします。

●学校教育課長

現在、各学校で留守番電話を使って勤務時間終了後、概ね1時間を過ぎたあたりから留守番電話での対応を進めさせていただいています。これは、働き方改革の中で、学校からの要望もあり、その時間までに帰る事を目指しながら実施していこうということで、進めさせていただいているものです。実際には照明が点いていて、一部の職員が仕事をしているのに留守番電話になっていて電話が繋がらないという状況は生じていますので、そういう状況を見られて、どうして電話に出てもらえないのだろうという御意見は学校教育課にもいただいています。勤務時間は終了していますので、それまでに全ての教職員が帰ってしまえばそれほど疑問に思われなと思います。現在は教職員が仕事を集中して速やかに退校できるように進めさせていただいています。

◎教育長

一番大切なことは、不自然なやり方は良くないということです。本当に相談したい保護者あるいは地域の方が何か言いたいというときに、職員室の照明が点いていて、職員がいるにもかかわらず話ができないというのは不自然で、職員室に人がいないのなら良いのですが、それが毎日のように遅くまでいるのなら、留守番電話に切り替える時間を遅くするとか、そういうことをしないと、これから先、江本委員がおっしゃったようなことがいろいろなところで起きてくるのではないかと思います。問題が事前に察知できない、自分の難しい問題を聞いてもらえない。学校側にとっては察知できない、保護者にとっては聞いてもらえない、その当たりの声が一人や二人の声ではないと思いますので、現場の校長先生と相談していただいて、一番良い方法を考えてもらうことが大切だと思います。せっかく先生方の働き方を考えて留守番電話を導入したのですが、誤解を招くようなこと、先生方が一生懸命やっていることが理解していただけないことにもなりかねないので、今一度話し合っていていただいて、どういう形が一番望ましいのか考えていただくとうれしいと思います。

他はよろしいですか。

○城委員

留守番電話の件ですが、録音機能は付いていないのですか。遅い時間ですから明日お掛け下さいではなくて、相談したいことがある場合、連絡先等録音できるようにはなっていますか。そうしておいた方が、話の内容を聞いて、緊急であれば折り返し電話できますから。どちらでしょうか。

●庶務課長

応答メッセージは「またお掛け直してください。」という内容で、録音はできないように設定しています。

○城委員

できれば、連絡先等を録音できるようにした方が掛けた相手も落ち着くのではないかと思います。人によっては、相談内容や苦情を述べられる方もおられるので、その方が良いと思いますが、何か問題ありますか。

●庶務課長

悩ましいところですが、録音をする、しないというのは現場でも判断の分かれるところだと思います。録音することによって確かに緊急の相談があれば対応できますが、どこまでが緊急かということもありますので、内容によって、せっかく録音メッセージを残したのに返事がないということになると、そういった機能を使っても元の木阿弥といえますか、働き方改革に繋がらないという

場合もありますので、まずはやってみて、学校現場の声を聞きながら、弊害が生じた場合にどこまで直すかということで、今後改善できることは改善してまいりたいと考えています。

◎教育長

他はよろしいでしょうか。ないようですので、次回開催予定日時について教育部長からお願いします。

(教育部長から報告)

◎教育長

次回開催予定日時でございました。委員の皆さんよろしく申し上げます。

これをもちまして、第12回教育委員会定例会を終わります。ありがとうございました。

次回開催予定日

令和4年1月26日（水）午後1時30分 稲沢市役所 議員総会室

－ 閉 会 －

令和4年1月26日

教 育 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記